

西之表市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

(昭和49年5月18日
教育委員会規則第2号)

(目的)

第1条 この規則は、子どもの安全な遊び場の確保及び社会教育団体活動の促進並びに社会体育の普及を図るため、学校教育に支障のない範囲内において、学校の施設を住民の利用に供すること(以下「施設の開放」という。)に関し、必要な定めをすることを目的とする。

(施設の管理責任)

第2条 施設の開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。

2 施設の開放に関しては、施設の開放を行う学校(以下「開放学校」という。)の校長に特別の責任は負わせないものとする。

(運営協議会)

第3条 教育委員会は、施設の開放を円滑に行うため、開放学校ごとに運営協議会を設けるものとする。

2 運営協議会は、施設の開放について、教育委員会に意見を述べるものとする。

3 運営協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 校長及び教頭
- (2) この事業に協力する有志の教職員
- (3) PTA役員
- (4) 青少年団体指導者その他社会教育関係者
- (5) スポーツ推進委員その他社会体育関係者
- (6) その他校長の推せんする者

4 運営協議会の会長は、委員の互選とする。

(管理指導員)

第4条 開放学校ごとに管理指導員を置く。

2 管理指導員は、教育委員会が委嘱する。ただし、当該学校のPTAが施設の開放に関する事業の委託を受けている場合は、当該PTAが委嘱するものとする。

3 管理指導員は、教育長の監督のもとに施設の開放に伴う利用者の危険防止、施設の管理、その他指導にあたる。

(開放の種類)

第5条 施設の開放は、次の2種類とする。

- (1) 中学校開放 中学校の校庭及び体育館を、団体で行うスポーツレクリエーション活動の利用に供する。
- (2) 小学校開放 小学校の校庭等を、子どもの遊び場及び少年団体活動(子どもの遊びに支障を与えるおそれのない社会教育団体活動を含む。)の場としての利用に供する。

(開放の日時等)

第6条 施設の開放の日時等は、運営協議会の意見を聞いて教育委員会が定める。

2 開放学校において特別の事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、教育委員会は、開放の日時を別に定める。

(利用手続き)

第7条 学校開放により施設を利用(子どもの遊び場としての利用を除く。)しようとする者は、利用希望日の少なくとも7日前に所定の申込書を管理指導員に提出し、あらかじめ許可を得なければならない。

2 前項の許可は、西之表市に在住(在勤・在学)している者が、10人以上の団体を構成し、かつ当該団体の監督者として成人が含まれる場合に限り、与えられるものとする。